

訪問入浴介護サービス利用契約書

.....（以下、「甲」という。）と北茨城市社協介護センター「のぞみ」（以下、「乙」という。）は、乙が提供する訪問入浴介護サービス（以下、「サービス」という。）に関して、次のとおり契約を締結します。

第 1 章 総 則

（契約の目的）

第1条 乙は介護保険法（平成9年法律第123号。以下、「法」という。）の規定に基づき、甲又は乙によるサービスを受ける者（以下、「利用者」という。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、第4条及び第5条に定めるサービスを提供します。

（契約期間）

第2条 契約の有効期間は、契約締結の日から要介護認定（以下、「認定」という。）の有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了の7日前までに甲から文書による契約終了の申し入れがない場合には、この契約は自動的に更新されるものとします。

（訪問入浴介護計画の決定、変更）

第3条 乙は利用者に係る居宅介護サービス計画（以下、「プラン」という。）が作成されている場合には、それに沿って利用者の訪問入浴介護計画（以下、「入浴計画」という。）を作成するものとします。

2 乙は利用者に係るプランが作成されていない場合でも、入浴計画の作成を行います。その場合乙は、甲に対して居宅介護支援事業所（以下、「支援事業所」という。）を紹介する等、プラン作成のために必要な支援をおこなうものとします。

3 乙は入浴計画について、甲に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。

4 乙は利用者に係るプランが変更された場合、もしくは甲の要請に応じて、入浴計画の変更の必要があるか調査し、その結果入浴計画の変更の必要があると認められた場合には、甲と協議して入浴計画を変更するものとします。

5 乙は入浴計画を変更した場合には、甲に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第4条 乙は介護保険給付対象サービスとして、重要事項説明書に定めるサービスを利用者に対して提供するものとします。

(介護保険給付対象外サービス)

第5条 乙は甲との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを提供できるものとします。

2 乙は第1項で定めるサービスの提供について、必要に応じて利用者及びその家族(以下、「利用者等」という。)に対して説明するものとします。

(訪問入浴介護員の定義)

第6条 この契約において「訪問入浴介護員」とは、所定の研修を受けたうえでサービスの提供に従事する専門職員をいいます。

第 2 章 利用の変更と料金の支払等

(利用の中止及び変更等)

第7条 利用者はサービスの利用期日前において、利用の中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス利用日の前日までに乙に申し出るものとします。

2 利用者がサービス利用当日に利用の中止を申し出た場合は、契約書別紙に定める所定の取消料を乙にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3 乙は第1項に基づくサービス利用の変更、追加の申し出に対して、訪問入浴介護員の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合には、ほかの提供可能日時を提示して利用者と協議するものとします。

(サービス内容の変更)

第8条 乙はサービス提供当日、利用者の体調不良等の理由で予定されていたサービスの提供ができない場合には、利用者と協議のうえサービス内容を変更することができるものとします。

(乙の責任によらない事由によるサービスの提供不能)

第9条 乙はこの契約の期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により、サービスの提供ができなくなった場合には、電話等により利用者への連絡の確保に努めるものとします。

(サービス利用料金の支払)

第10条 乙は甲が支払うべき介護保険給付対象サービスに要した費用について、利用者が市町村から給付を受ける額(以下、「保険給付額」という。)の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

2 利用者は第4条に定めるサービスについて、契約書別紙に定める所定の料金体系に基づいた自己負担額を乙に支払うものとします。

ただし、利用者が認定を受けていない場合及びプランが作成されていない場合には、利用料金の全額を乙に支払うものとします。(認定後及びプラン作成後、自己負担分を除く金額が市町村から払い戻されます。(償還払。))

3 利用者は第5条に定めるサービスについて、契約書別紙に定める利用料金を乙に支払うものとします。

4 前2項のほか、利用者が通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅においてサービスの提供を受ける場合には、契約書別紙に定める交通費を乙に支払うものとします。

(利用料金の変更)

第11条 乙は法の改正等により、介護給付費体系の変更があった場合に限り、第10

条第1項及び第2項に定める利用料金の額を、変更された介護給付費の額に変更できるものとします。

- 2 乙は経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合に限り、第10条第3項及び第4項に定める利用料金を、相当な額に変更できるものとします。この場合、乙は変更をおこなう2ヶ月前までに甲に対して説明するものとします。

第 3 章 事業者の義務

(乙の配慮義務)

第12条 乙はサービスの提供に当たって利用者の生命・身体・財産の安全確保に配慮するものとします。

- 2 乙はサービス提供日において、訪問入浴介護員により利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、利用者からの聴取、確認の上でサービスを提供するものとします。
- 3 乙はサービス提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 乙は利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者等又はその代理人の請求に応じてこれらを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

(守秘義務等)

第13条 乙はサービスを提供するうえで知り得た利用者等に関する事項を、正当な理由なく漏洩しません。この守秘義務は、契約の終了した後も継続します。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は利用者に医療上緊急性があると判断できる場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、利用者に係る他のサービス事業者等と連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前に文書により同意を得たうえで、利用者等の個人情報を用いることができるものとします。

(訪問入浴介護員の禁止行為)

第14条 訪問入浴介護員は、利用者に対するサービスの提供に当たって、次の各号に該当する行為をおこないません。

- (1) 医療行為
- (2) 利用者からの利用料金以外の金銭又は高価な物品の授受
- (3) 利用者の家族等に対するサービスの提供
- (4) 利用者に対しておこなう宗教活動・政治活動・営利活動
- (5) その他、利用者に対しておこなう迷惑行為

第 4 章 緊急又は事故等への対応

(緊急時の対応)

第15条 乙はサービスの提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・支援事業所・市町村等に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じます。

2 乙は事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるものとします。

(損害賠償責任)

第17条 乙はこの契約に基づくサービスの提供に伴って、自己の責に帰すべき事由により、利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第13条に定める守秘義務に違反した場合にも同様とします。

ただし、利用者に過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 乙は前項の損害賠償を速やかに履行するものとします。

第 5 章 契約の終了

(契約の終了事由及び契約終了に伴う援助)

第18条 利用者は以下の各号に基づく契約の終了がない限り、この契約に定めるところに従い、乙が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 認定により利用者の心身の状態が、要支援または自立と判定された場合
- (3) 乙が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 乙が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- (5) 第19条から第21条に基づき契約が解除された場合

2 乙は、前項第1号を除く各号により契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助をおこなうよう努めるものとします。

(甲からの契約解除)

第19条 甲はこの契約の有効期間中、いつでもこの契約を解除することができます。この場合甲は契約解除を希望する日の10日前までに、乙へ文書により通知するものとします。

2 甲は乙が以下の各号に該当する行為をおこなった場合には、即時にこの契約を解除することができます。

- (1) 第11条第1項及び第2項に定める利用料金の変更に同意できない場合
- (2) 利用者が介護保険施設等へ入所した場合
- (3) 利用者に係るプランが変更され、サービス提供が必要となくなった場合
- (4) 乙が正当な理由なく契約に定めるサービスを提供しない場合
- (5) 乙が第13条に定める守秘義務に違反した場合
- (6) 乙が故意又は過失により利用者等の身体・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他契約を継続し難い重大な事情が認められる場合

(乙からの契約解除)

第20条 乙は利用者等が、以下の各号に該当する行為をおこなった場合に限り、この契約を解除することができるものとします。

- (1) 甲が契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知などをおこない、その結果契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者が第10条第1項から第4項に定める利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれを支払わない場合
- (3) 利用者等が、故意又は重大な過失により乙の生命・身体・財産・信用等を傷

つけ、もしくは著しい不信行為をおこなうなどによって、契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合

第 6 章 その他

（苦情処理）

第21条 乙は提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

（協議事項）

第22条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、乙は法その他関係法令の定めるところに従い、甲と協議するものとします。

訪問入浴介護サービス重要事項説明書

乙（当事業所）は、介護保険法に基づく指定を受けています。
（茨城県指定：第0871500047号）

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 北茨城市社会福祉協議会
法人の所在地	北茨城市磯原町本町2丁目4番地16
電話番号	0293-42-0782
代表者氏名	会長 豊田 稔
設立年月日	昭和43年4月5日

2. 事業所の概要

事業の種類	指定訪問入浴介護事業所 平成12年1月31日指定
事業の目的	介護保険法に基づく「要介護」と認定された方を対象に、訪問入浴または清拭等の介護サービスを提供し、在宅福祉の増進に寄与する。
事業所の名称	北茨城市社協介護センター「のぞみ」
事業所の所在地	茨城県北茨城市華川町臼場187-74
電話番号	0293-43-5361
管理者氏名	寺田 和子
事業所の運営方針	利用者本位のサービスの提供と、さまざまな在宅福祉サービスをもって利用者とその家族を支援する。
開設年月日	平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

（1）通常の事業の実施地域 北茨城市全域

（2）営業日及び営業時間 営業日・・・月曜日から金曜日（ただし、12月31日から1月3日までを除く。）
営業時間・・・午前8時30分～午後5時15分

4. 職員の体制

乙では、利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

- ①管理者・・・1名（管理責任者）
- ②サービス提供責任者・・・1名（サービス責任者、看護師）
- ③訪問入浴介護員・・・2名（サービス介護員）

5. 乙が提供するサービス

法に基づく訪問入浴介護サービスとして、利用者の居宅で訪問入浴車又は折りたたみ浴槽による入浴介護サービス（利用者の体調不良等入浴が困難な場合は、清拭・部分浴を実施）を、入浴計画に沿って提供します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問入浴介護員

サービス提供時に、担当の訪問入浴介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供に当たっては、複数の訪問入浴介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問入浴介護員の交替

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問入浴介護員の交替を希望する場合には、当該訪問入浴介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、乙に対して訪問入浴介護員の交替を申し出ることができます。

ただし、利用者から特定の訪問入浴介護員の指名はできません。

②乙からの交替

乙からの都合により訪問入浴介護員の交替をすることがあります。訪問入浴介護員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は、「5. 乙が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を乙に依頼することはできません。

②サービスの実施に関する指示・命令

サービスの提供に関する指示・命令はすべて乙が行います。ただし、乙はサービスの提供に当たって利用者の事情・意向に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス提供のために必要な備品等（水道、電気を含む。）は、無償で使用させていただきます。訪問入浴介護員が緊急の際に、乙等に連絡する場合の電話も同様とします。

(4) サービス内容変更にとりなす利用料金

利用者の体調不良等の理由で予定されていたサービスの提供ができない場合には、サービス内容の変更をおこないます。この場合、乙は変更したサービスの内容に応じた利用料金を甲に請求します。

7. 事故発生時の対応について

乙は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・支援事業所・市町村等に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じます。

8. 損害賠償の免除

乙は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。

- (1) 甲が契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知をおこなったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 甲が利用者へのサービス提供のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知をおこなったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化、乙が提供したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

- (4) 利用者等が乙の指示・依頼に反しておこなった行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

9. 苦情の受付について

乙は提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置し、苦情の解決に努めます。

また、利用者等は、第3項に記載する外部の苦情相談窓口で苦情を申し立てることができます。

- (1) 苦情・相談窓口 (TEL 0293-42-0782)

北茨城市社会福祉協議会 事業推進課 在宅福祉係 根本 博行

受付時間・・・午前8時30分から午後5時15分

月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始休暇を除く。）

- (2) 第三者委員（社会福祉法人北茨城市社会福祉協議会監事）

○滝 清重

○神長 一寿

- (3) 外部の苦情相談窓口

	機関名	連絡先
1	北茨城市役所高齢福祉課介護保険係	0293-43-1111
2	茨城県国民健康保険団体連合会	029-301-1565
3	茨城県社会福祉協議会	029-305-7193

10. 第三者による評価の実施状況について

- 1 あり 実施日 : 年 月 日
評価機関名称 :
結果の開示 : 1 あり 2 なし
- 2 なし

上記の訪問入浴介護サービス利用契約及び訪問入浴介護サービス重要事項説明書の説明を受け、同意のうえ契約したことを証するため、本書2通を作成し、甲・乙双方が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

甲 (契 約 者) 住 所

氏 名 (印)

(生年月日：M・T・S・H 年 月 日生)

(署名代理人) 住 所
(続柄)

氏 名 (印)

(生年月日：M・T・S・H 年 月 日生)

※署名代理人がいる場合のみ記入。

(利用者) 住所

氏 名 (印)

(生年月日：M・T・S・H 年 月 日生)

※契約者と利用者が異なる場合のみ記入。

乙	(事 業 者)	住 所	北茨城市磯原町本町 2 丁目 4 番地 1 6
		名 称	社会福祉法人北茨城市社会福祉協議会
		事業所名	北茨城市社協介護センター「のぞみ」
		代表者名	会 長 豊 田 稔 (印)

(説明者氏名) 氏 名 (印)

訪問入浴介護サービス契約書別紙（R7.4.1以降）

1. 利用料金等

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料金」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、基本利用料に加算等を加えた額のうち、あなたの介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額（原則として1割、一定以上の所得のある方は2割または3割）です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

区 分	利用料金	利用者負担 (自己負担1割の場合)	算定回数
訪 問 入 浴	12,660 円／回	1,266 円／回	1 回あたり
清拭又は部分浴	11,390 円／回	1,139 円／回	1 回あたり
サービス提供加算（Ⅲ）	120 円／回	12 円／回	1 回あたり
処遇改善加算（Ⅲ）	※所定単位数の 7.9%を加算		1 月あたり
初回加算	2,000 円／回	200 円／回	初回のみ

※所定単位数：基本報酬に各種加算・減算を加えた総単位数

※自己負担額が 2 割・3 割の場合は料金が異なります

- （1）償還払となった場合、介護保険給付の申請をおこなうために必要な事項を記載した「サービス提供証明書」を利用者に発行します。
- （2）介護保険給付限度額を超えるサービスを利用される場合は、利用料金の全額が利用者の負担となります。
- （3）甲はサービス提供記録の複写物（コピー等）の交付を受ける場合に、実費として複写するコピー 1 枚当たり 10 円を乙に支払うものとします。

2. 交通費

通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方で、乙のサービスを利用される場合は、サービス提供に要した交通費の実費（自動車を使用した場合は、1 km 当たり 20 円）を、乙に支払うものとします。

3. 利用料金のお支払方法

前記 1 の利用料金及び 2 の交通費等は 1 ヶ月ごとに請求しますので、甲は翌月末日までに次の方法により、乙に支払うものとします。（1 ヶ月に満たない期間のサービス利用料金等は、利用状況に応じて計算した金額とします。）

ア、事業所窓口（社会福祉協議会事務局）での現金支払

4. 利用中止の際の取消料

利用予定の前日までに申し出がなく、当日サービスの利用中止を申し出た場合の取消料は利用料金の10%（自己負担相当額）とします。

上記、訪問入浴介護サービス契約書別紙の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

甲 { 契約者又は
署名代理人 } 住 所
.....
氏 名 ⑩
.....

乙 (事 業 者)	住 所	北茨城市磯原町本町2丁目4番地16
	名 称	社会福祉法人北茨城市社会福祉協議会
	事業所名	北茨城市社協介護センター「のぞみ」
	代表者名	会 長 豊 田 稔 ⑩

北茨城市社協介護センター「のぞみ」

(介護保険法：指定訪問入浴介護事業所)

訪問入浴介護：利用契約書・重要事項説明書

社会福祉法人北茨城市社会福祉協議会

北茨城市磯原町本町2丁目4番地16